

大会規模適正に伴う参加制限に関する規定

《主 旨》

- 1 この規定は、全国高等学校総合体育大会の規模適正に関して、全国高等学校体育連盟が定めた大会の参加制限について示した方針に従って、参加制限の方法と手続き等について定める。

(参加制限の方針)

- 2 都道府県の過去3年間の実施校数により、次のとおりとする。
 - (1) 体操競技のチーム選手権及び新体操の団体競技選手権の場合
 - ア 6校以上190校未満の都府県、及び北海道は、1チーム参加させることができる。
 - イ 190校以上の都道府県は2チーム参加させることができる。
 - ウ 1校以上5校以内の都府県は、全国を9に分けた各ブロック内における同条件の都府県相互に予選を行い、「予選すべき都府県数×0.5(四捨五入)」の都府県が1チーム参加させることができる。

注) 過去2年間の加盟実施校数がないために、予選すべき都道府県に含まれていない場合でも、ブロック内の予選会に参加することができる。
 - (2) 体操競技の個人選手権及び新体操の個人競技選手権の場合
都道府県ごとに、体操競技2名以内を、新体操は1名以内を参加させることができる。
なお、開催都道府県は、体操競技4名以内、新体操2名以内を参加させることができる。

《調査と手続き》

- 3 前項における加盟実施校数は、毎年度5月末日までに各都道府県専門部が提出する「加盟実施校数及び部員数調査」によることとする。
- 4 参加制限の変更に関する申請は、毎年度7月末日までに各ブロック代表常任委員が、本専門部部長に文書により提出することとする。本専門部部長は、申請された内容を点検し、合法的であると認めるとき、全国高等学校体育連盟にその承認を得るための申請をすることとする。

《ブロック内予選会》

- 5 参加制限の内容は、毎年度、大会要項に示すものとする。
- 6 ブロック内予選会を必要とする場合、その予選会の期日・会場・方法等は各ブロック常任委員の責任のもとに、大会参加申込み期限を十分配慮して、計画実施することとする。
- 7 ブロック代表常任委員は、ブロック内予選会終了後5日以内に、その結果を本専門部委員長及び当該年度大会実行委員会に、別に示す様式により報告することとする。

《参加数の補充》

- 8 予選をするブロックからの参加数が当該ブロック割当数を下回る場合は、前年度の加盟実施校数調査により、実施校数の平均値が多いブロックを優先して順次補充するものとする。ただし、同一都道府県からは開催都道府県を除き2チーム参加することはできない。

附 則

この規定の改廃は、本専門部総会の議決による。

この規定は、昭和63年4月1日より施行する。